

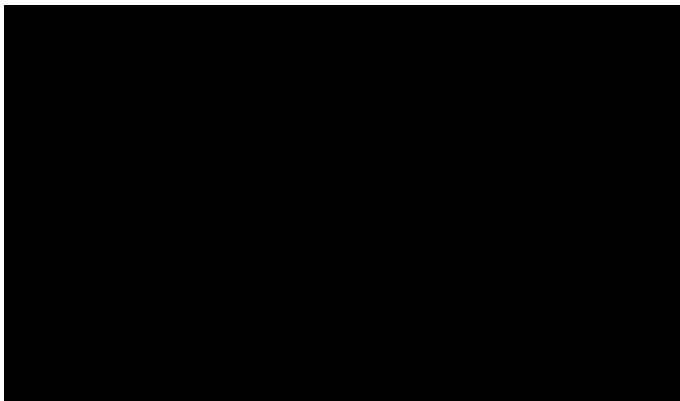
発行 / 名古屋大学大学院法学研究科 編集 / 法学研究科広報委員会
〒464-8601 名古屋市千種区不老町 / TEL(052)789-4901 / FAX(052)789-4900
名古屋大学法学部・大学院法学研究科ホームページ [http:// www.law.nagoya-u.ac.jp/](http://www.law.nagoya-u.ac.jp/)

News letter

今号のおもな記事

* 法学研究科長からのメッセージ	2
* 新任教員のプロフィール	3~ 4
* 法学部・法学研究科関連行事	4
* 法科大学院関連行事	5
* 国際学術交流	6~ 8

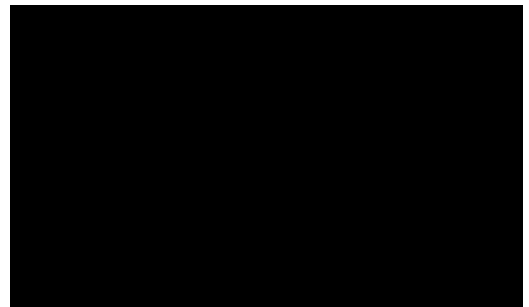
* 同窓会だより	8
* 国際学生交流	9~ 14
* 教員エッセイ	15
* キャンパスライフを語る	16~ 17
* ゼミ紹介・新刊書	18
* 法学部出版物・法学部人事	19~ 21



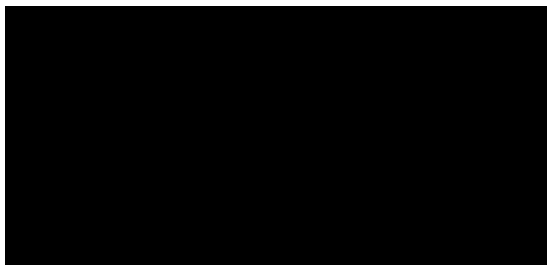
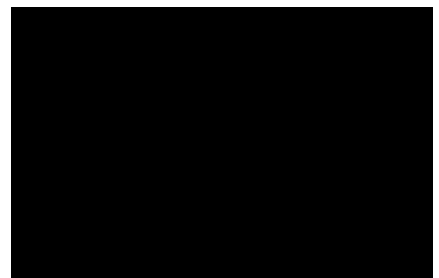
入学式

名古屋大学入学式

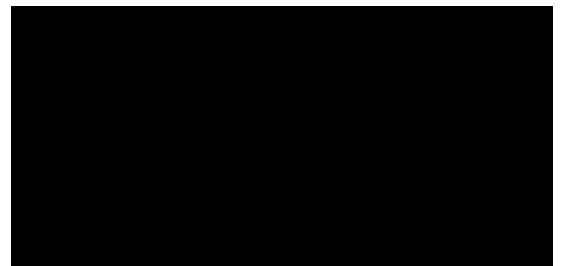
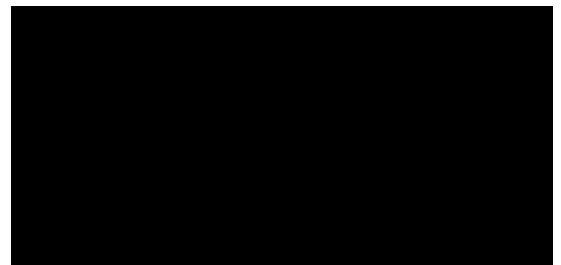
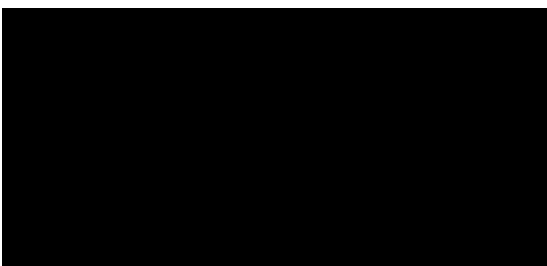
4月5日、名古屋大学入学式が挙行されました。
この日新たに学部生16名、大学院総合法政専攻院生43名(前期・後期課程合計)、法科大学院生83名が、本法学部・法学研究科に加わりました。



新入生横顔



新法学部生
クラス写真



法学研究科・法学部の改革は 「待ったなし」

大学院法学研究科長 法学部長
杉浦 一孝

私儀、本年4月1日から名古屋大学大学院法学研究科長・法学部長を務めることになりました。私が名古屋大学に赴任してきたのが1991年4月ですから、早17年が過ぎました。この17年間の本研究科・本学部の歩みは、アジア諸国の法・政治の研究教育とともにあったと言えます。

ご承知のように、法学部が当時の法経学部から経済学部と分離して独立したのは1950年です。法学部創立40周年を機に、当時の本学部教授会は、それまでの日本の法律学界・政治学界の欧米偏重のあり様をみずから反省し、日本もその一員であるアジアの国ぐにの法・政治の研究教育を組織的に進めていくことを決めたのです。教授会は、その時に行われた募金活動に寄せられた浄財をそのための原資（アジア太平洋地域法政研究教育事業基金（AP基金））としました。

私は、赴任直後から、このAP基金にもとづく研究教育プロジェクトに携わることになりました。本学部は、この研究教育プロジェクトを推進していく中で、アジア諸国の法律学者、政治学者、また法律実務家との学术交流を深め、その結果、アジア諸国の大学等と多くの学术交流協定を締結することになりました。このように国際学术交流が活発に展開する中で、インドシナ三国（カンボジア、ベトナムおよびラオス）とモンゴルからそれぞれの国での法制度整備事業に対する協力要請があり、本学部の大学院重点化が行われた1998年、本研究科教授会は、この要請に対し、機関として応えていくことを決定しました。私には、この1998年という年は、その後の本研究科のあり方を大きく規定する重要な年であったように思われます。

これ以降、本研究科は、その一環として、上記4カ国等から法律実務家等を留学生として受け入れ、人材育成に対する国際協力を進めるとともに、本学部創立50周年を機にアジア諸国に対する法整備支援を本格的に進めるため、アジア法政情報交流センター（CALE）を法学研究科内に設置しました。このセンターは、2年後の2002年4月に、現在の法政国際教育協力研究センター（CALE）に改組され、法政領域における国際協力のナショナル・センターとしての役割を果たすことも求められることになりました。その後、本研究科は、CALEと連携しながら、法整備支援事業を展開するとともに、アジア諸国の法・政治を研究するにとどまらず、法整備支援の方法論としての「法整備支援学」の構築に向けた学問的営為を行っていくのです。これは、他の大学の法学研究科・法

学部では見られない点ですが、今日、その研究の一層の進展とその成果の公表が求められていると思います。

本研究科は、人材育成に対する国際協力では、2005年から順次、「日本語による日本法教育」をモットーにウズベキスタン、モンゴルおよびベトナムの各学术交流協定先の大学に日本法教育研究センターを設置し、それぞれの国の学生に対し、日本語教育、そして日本語による日本法教育を開始しました。そこで優秀な成績を修めた学生を本研究科に留学生として受け入れることになっており、実際、昨年10月、ウズベキスタンから2名の留学生を受け入れました。本年9月には、カンボジアにも同センターを開設することになっています。今後、本研究科は、おもに同センターの修了者から成績優秀な者を留学生として受け入れることになると思います。

名古屋大学を含む日本の国立大学は、2004年4月1日から法人化され、それに伴って国立大学のあり方は、大きく変わることになりました。本研究科の場合は、その法人化と並んで、同年の実務法曹養成専攻（法科大学院）の設置が従来の本研究科のあり方に大きな影響をあたえることになりました。本学の法科大学院は、豊かな人間性と感受性に裏打ちされ、幅広い教養と優れた法的専門能力を備え、しかも、とくにアジア諸国の法・政治に関心を持ち、それについて基礎的能力を有する法曹の養成をその教育の理念・目的の一つとしています。法科大学院の設置は、その善し悪しは別として、本研究科がそれまで果たしてきた研究者（とくに法律学研究者）養成という重要な機能に否定的な影響をあたえたことは否定できないように思います。

法科大学院の理念を守りながら、法曹養成教育にあたる一方、研究者養成機能の再生のための施策をとることが本研究科の急務の課題です。6年後の法科大学院の本研究科からの「分離・独立」という最悪の事態が起こらないことを念じながらも、それを想定しつつ、学部教育制度、大学院入試制度等を抜本的に改革することが本研究科には「待ったなし」で求められているのです。



ウズベキスタン日本法教育研究センター開所式

新任教員のプロフィール

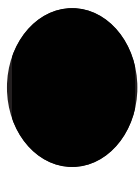
酒井 一 教授



今年の4月に赴任しました。久しぶりの名古屋です。高校卒業まで愛知県に住んでいましたので、ずっと名古屋弁を話していました。大学入学と同時に大阪で一人暮らしを始めました。大学では強烈な名古屋弁を話していたようです。しかし、ふと気がつくとな半分以上を関西で過ごしていました。最近では、関西弁と名古屋弁が混ざった奇怪な言葉を話しているようです。面白いことに、名古屋弁+関西弁=関東のいずれかの方言となるようで、僕の出身地を尋ねた人に反対に当ててもらおうようにしたところ、東京をはじめ関東出身者の何人かが「関東のどこかだけれども、自分の出身地以外」という答えを出しました。もっとも最近では関西弁が勝ってきたようで、「大阪出身でしょ?」といわれることが多くなりました。もっとも大阪の人には、大阪弁を話していない、と糾弾されていました。名古屋に帰ってきて、一気に名古屋弁が復活しそうな予感がします(徐々に現実化しています)

まだまだ右も左もわからず、どこに行けばいいのか、どうすればいいのか全くわからない状態です。道に迷っていることも多く、学内をうろうろしていても不審者と思わないでください。

三 浦 聡 教授

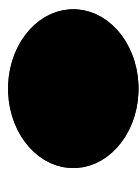


本年度から法学部で国際政治学の授業を担当することになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

私の専門はグローバル・ガバナンスです。今日では、個人や様々な組織が地球規模でつながり、ヒト、モノ、カネ、チエが国境を越えて移動するグローバル化が進んでいます。それに伴い、様々な問題地球温暖化、「食糧危機」、経済格差の拡大、人権侵害、感染症、テロなどもまた、国境を越えて広がっています。一国の政府はおろか、各国政府の力を結集しても、これらに対処することは困難です。同時に、これらの問題に対処するための国際的なルールを一握りの人々(とくに先進国・国際機関・多国籍企業のトップ)が決める点を問題視するNGOの抗議運動 反グローバル化運動 が展開されています。要するに、今日では、グローバルな諸問題に誰がいかに対処すべきか、すなわちグローバル・ガバナンスの実効性と正当性が問われています。研究では、とくに企業がどのような役割を果たす(果たさうか)という点に注目しています。

授業では、グローバル・ガバナンスの現場を扱ったニュースを取り上げつつ、「遠く」で起きていると思われるがちな出来事を、「自分の」現在や将来に関わる問題として理解してもらえよう努めてまいります。これによってグローバル・ガバナンスに関心を持ち、その理論と現実の進展に積極的に貢献する学生が一人でも多く現われるよう望んでいます。

小 栗 健 一 教授



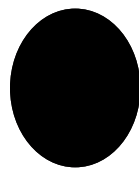
本年4月から、法科大学院の実務家教員(名古屋高等検察庁所属の派遣検察官)として、刑事実務基礎、総合問題研究(刑事法)を担当することになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、名古屋で生まれ育ちました。昭和60年に司法試験に合格し、昭和61年から翌62年までの司法修習において実務修習は津(三重県)で行い、昭和63年4月に検事に任官しました。現在、2年目の検事です。これまで、検察の現場での勤務以外に、法務省刑事局、在フランス日本国大使館、法務省法務総合研究所研究部での勤務経験があります。

しかし、大学等における教育経験は全くなく、いざ法科大学院生を前にして刑事実務を講義するとなると、これまで、時間に追われる多忙な実務の中で、調査・研究・思索する時間的余裕もなく、事件の処理には直接影響しないとして検討を放置してきた様々な疑問に直面せざるを得なくなり、理論的側面を充分考えないことに慣れてしまっていた頭を毎日振り絞って勉強することを余儀なくされております。もっとも、こうした苦しい(?)勉強は、これまで能力不足の上に勉強不足であった私自身にとっては、新たな知見の獲得と、これまでと異なる見方からの新たな疑問の喚起につながる楽しいものでもあります。

このような貴重な機会を十分に生かし、「理論と実務の架橋」に少しでも資することができるような講義を、法科大学院生の皆さんに提供することができたら、と願っております。

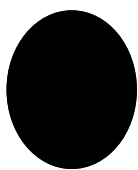
丸 山 絵 美 子 准教授



この4月に、着任しました丸山絵美子です。どうぞよろしくお願いいたします。生まれは北海道の函館、大学時代を東北の仙台で過ごし、大学教員としての東京暮らしを経て、名古屋にたどり着きました。

民法を専攻しており、とりわけ契約法や消費者法に関心を寄せて研究をしております。私が研究者を目指したきっかけは、学生時代に所属していた無料法律相談所において遭遇した労災事件にあります。特別法による解決が難しい事案を検討していくうちに、民法学において展開されていた「安全配慮義務」に関する膨大な数の論文に接し、研究者の展開する解釈論の緻密さ、議論の厚さに圧倒されました。また、特別法の立法や法改正による対応というのは、いかなる条件が揃ったときに、どのようにしてなされるのか、ということにも強い関心をもちました。このようにして学生時代に抱いた関心が、現在の研究テーマにもいまだ影響を与えているように思えます。民法の学習を通じて、学生の皆さんとも、様々な問題を議論し、検討していくことができればと思っております。

横溝 大 准教授



本年4月より法学部・法科大学院等で国際私法・国際民事訴訟法を担当することになりました。

抵触法（国際私法）は、私人間又は私人と国家間の国際的法律関係を扱う法分野で、如何なる場合に我が国裁判所が国際的民事紛争を審理すべきかという国際裁判管轄の問題や、何処の国の法によって判断すべきかという準拠法選択の問題、またどのような条件の下で外国で下された判決に我が国でも効力を与えるのかという外国判決承認執行の問題等を扱っています。私は、とりわけ国家の公権力行使が私人の国際的活動にどのような影響を与えるかという点に関心があり、外国国有化収用措置・資産凍結措置の効果や、外国国家或いは外国中央銀行に対する民事裁判・民事執行といった問題についてこれまで研究して来ました。最近では、知的財産や会社法の国際的側面についても勉強しています。また、社会のグローバル化の進展に伴い抵触法（国際私法）の方法自体が根本的に見直されつつある中で、解釈論だけではなく「21世紀にあるべき国際私法の姿」を求めてより原理的な研究も進めて行ければと思っております。

名古屋で暮らすのは初めてで、街の様子もまだまだ良く分かりませんが、明るく活気のある都市だという好印象を持っております。研究・教育のことも名古屋のことも色々ご教示頂ければ幸いです。今後とも何卒宜しくお願い申し上げます。

法学部・法学研究科関連諸行事

新入生になって

法学部1年 野村 陽介

4月5日、入学式が行われました。私たちの年の入学式は、名古屋大学のシンボルとも言える豊田講堂が改築されて初めての入学式です。改築される以前の状態をよく知っているわけではありませんが、とても立派な講堂だと思いました。中に入り、新しい建造物特有の匂いを感じると、受験生活からの解放感や、これからの新生活への期待がより一層膨らんできます。

入学式では、平野総長や、名古屋大学全学同窓会会長で、豊田講堂の改築にご尽力いただいたトヨタ自動車の豊田章一郎様、様々な方からお祝いの言葉をいただきました。受験に合格したから終わりではなく、これからが肝心のスタートであることを改めて認識しました。合唱部、管弦楽団による演奏もありました。さすが大学生、迫力のある演奏に感動しました。入学式の後は、さまざまなサークルや部活の紹介があり、面白いアピールをしてくださる先輩方を見て、課外活動も積極的にしたいと思いました。

入学式当日はいろいろと刺激を受けて新鮮な気持ちになったことが印象に残りましたが、そのころの行事でもう一つ印象に残っているものがあります。それは法学部新歓合宿、通

称「寺合宿」といって、法学部自治会や法学部公認サークルに所属している先輩方が催して下さる行事で、その名前の通り法学部新入生がお寺に一泊する合宿です。お寺に泊まりに行くというと坐禅をしに行くのか、と思いがちですが、まったくそういうことはなく、実際はお寺の広間のような部屋を借り切ってみんなで親睦を深めるというものです。仮眠をとることも可能ですが、多くの人は一晩中、くじきで決まった班の人とウノやトランプをしたり、語り合ったりします。徹夜で遊ぶという行為は、やはり大学生ならではの言えるのではないのでしょうか。僕自身も完全に徹夜をしたのはこの時が初めてです。朝日が昇る頃には眠さで頭が働かなくなり、口数も減って相槌も適当になっていますが、楽しかったことはしっかり覚えてます。

この寺合宿の時に一緒にいた人々とは縁があり、その後も授業やサークルなどでも再び親しくなりました。お互い知らない人ばかりの集団で一晩中過ごす中で次第に仲良くなっていくというのは、今まで経験したことがなく、印象深い体験です。

今後も大学生活というものは新しいことの連続だと思えます。自由が増えた分、自己責任も伴いますが、入学式の頃の初心を忘れず、友人たちと切磋琢磨し、親睦を深めていこうと思えます。

大学院総合法政専攻進路説明会開催

7月2日(水)13時より、第3講義室において、大学院総合法政専攻進路説明会が開催されました。この説明会は、進路先として法学研究科大学院総合法政専攻について関心のある学生を対象として、本研究科について知ってもらうとともに、研究することの魅力、研究職の魅力伝えるという趣旨で、本年初めての試みとして行われたものです。

当日は、前研究科長である松浦好治教授(法情報論、法思想史)、本研究科出身の田高寛貴教授(民法)および、本研究科で博士論文を執筆された金井幸子氏(労働法)より、ご自身の研究内容、スタイルを具体例として示しながら、研究者の道に入ったきっかけ、研究者とは何者か、研究することの魅力、研究することの意味などについての話があり、続いて、総合法政専攻長である増田知子教授から、本研究科の教育内容や制度の説明がなされました。その後、研究科に入学した後の具体的な学修などについて、活発な質疑が交わられました。

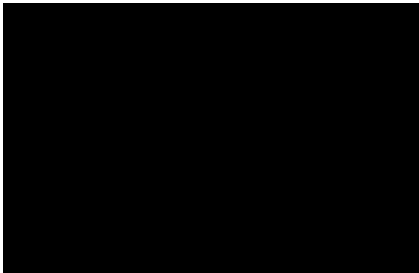
法科大学院関連諸行事

法科大学院新入生歓迎パーティー

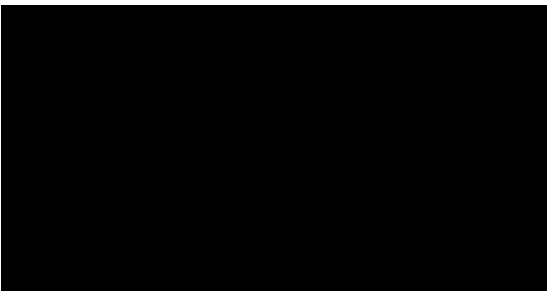
教授 田高 寛貴

新学期早々の各種ガイダンス行事の合間をぬって、4月5日(金)午後6時より、法科大学院新入生歓迎会が学内の「レストラン花の木」で催されました。これは、法科大学院での学習生活をスタートさせるにあたり、ともに学ぶ学生どうし、そして教員と学生相互の親睦を図り、目標に向かって意を新たにしてもらおうとの趣旨で毎年開催されているものです。

当日は、本法科大学院の教育に携わっている実務家教員から、法曹という仕事の魅力、法曹になるために求められる学びの姿勢など、新入生に向けた力強いエールが送られました。また、修了生で組織される法科大学院同窓会や、昨年入学した在校生の代表者からも歓迎と激励の言葉が送られました。そして、抽選で選ばれた何人かの新入生からも挨拶、決意表明があり、そのなかでは、それぞれに異なるバックグラウンドをもっていること等も披露され、多彩な顔ぶれが集う、活気ある新入生を今年も迎えられたことが認識されました。



自主ゼミのさかんな法科大学院は高い成果があがっているとの分析もあり、相互の親交を深める契機をもつことは、そうした点からも意義あることといえましょう。ともかくも、翌日からはじまる厳しい学習の日々を前に、ひととき楽しくも意義ある宴となりました。

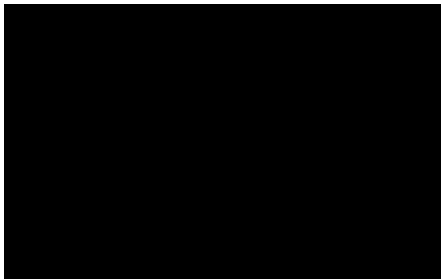
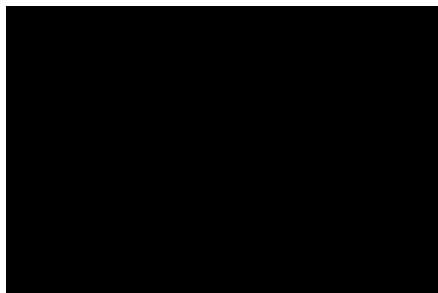


平成20年度の法科大学院教育改善研究集会を開催

教授 橋田 久

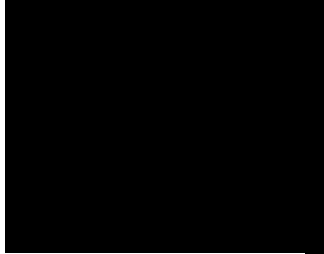
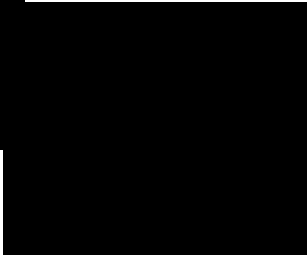
名古屋大学法科大学院の教育改善研究集会が、6月25日(水)の午後に全学教育棟のS30講義室で開催されました。これは、教員と学生が一堂に会して、教育の現状を語り合い、一層の改善を図るために毎年開かれているものです。今年は、学生195名の参加を得て行われました。

第一部では、平成19年度の授業評価アンケートの結果と、同年度末に行われた学生の懇談会の模様が、それぞれ報告されました。第二部は、教員と学生との意見交換会でした。小林量教授、本間靖規教授から法科大学院の授業における工夫について報告が為され、次いで、2年生の奥村真さん、森崎薫さん、3年生の華井俊樹さん、修了生の中畑章生さん、藤田泰人さんが、どのように勉強しながら日々を送っているかについて経験談を披露した後、会場の教員、学生から様々な意見が出され、中身の濃い議論が行われました。法科大学院における教育方法の改善を組織的に考えていく上で、有意義な研究集会であったと言えるでしょう。



論文執筆講座の開催

5月28日(水)に、91講義室にて、論文執筆講座が開催されました。これは、法学研究科が総合法政専攻大学院生の論文執筆作業をサポートするために、毎年開催しているものです。本年度の講師は、同研究科の松浦好治教授でした。松浦教授は、「電子情報を活用した論文作成について」と題して、リサーチの方法、収集した資料の分析方法、論文執筆の手順について、例えやご自身の経験も交えながら分かりやすく講演され、集まった約10名の大学院生は大いに刺激を受けた様子でした。

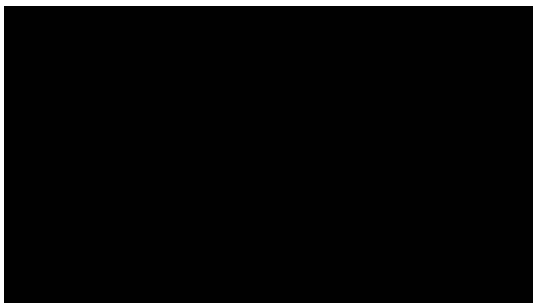



国際学術交流

WTO加盟後の中国及びベトナムにおける法整備状況等に関する国際セミナーの開催

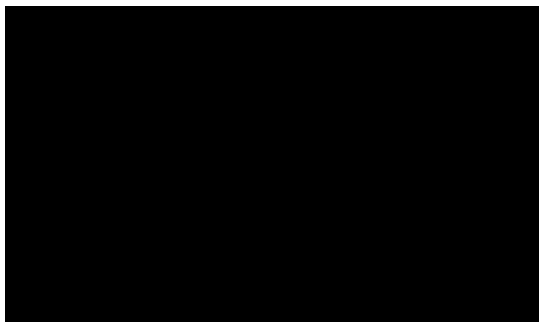
名古屋大学大学院国際開発研究科
川島 富士雄

名古屋大学法学部は中国政法大学（中国・北京）及びハノイ法科大学（ベトナム・ハノイ）と長年にわたって学術交流を行ってきた。その一環として2007年度には、ハノイ法科大学と共催で「WTO加盟後のベトナムにおける法整備及び紛争解決上の課題 - 日本の経験に照らして -」（於ハノイ、3月1日）を、中国政法大学と共催で「WTO体制下の日中通商政策 ラウンド交渉・紛争解決・法整備」（於北京、3月15～16日）をそれぞれ開催した。前者では、2007年に世界貿易機関（WTO）に加盟したばかりベトナムが、WTO協定の義務及び約束に従って、いかなる法整備を進めつつあるのか、日本における対応する法整備や紛争解決手続の活用経験からいかなる示唆が得られるのか検討し、日本がベトナムにおける法整備やWTO法教育に対しいかなる協力と貢献が可能なのか意見交換を行った。



ベトナムセミナーの様子

後者では、2001年にWTO加盟を果たして既に6年以上を経過した中国がWTO上の義務・約束を国内実施するために行ってきた法整備の状況と中国のWTOドーハララウンド交渉及び紛争解決手続への参加状況を検証し、同時に、日本における対応する状況との比較を試みた。これらセミナーにおける成果は、今後、日越間及び日中間でWTO法に関する長期的な学術交流や協力を推進する上での基盤を提供するものと期待している。

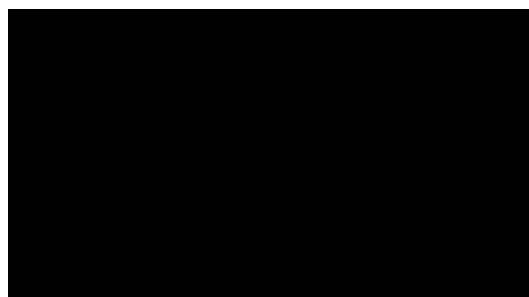


中国セミナーの様子

モンゴル日本法教育研究センター

砂原 美佳

モンゴル国立大学法学部に設置されている名古屋大学日本法教育研究センター（以下、日本法センター）は、もうすぐ3年目を迎えます。3年目からは日本法の授業がスタートします。そこで、5月14日から18日にかけて、杉浦一孝法学研究科長、奥田沙織講師、中村真咲特任講師らとともに現地に赴き、日本法センターにおける2年目の活動を総括するとともに、3年目以降の方針について意見交換を行いました。

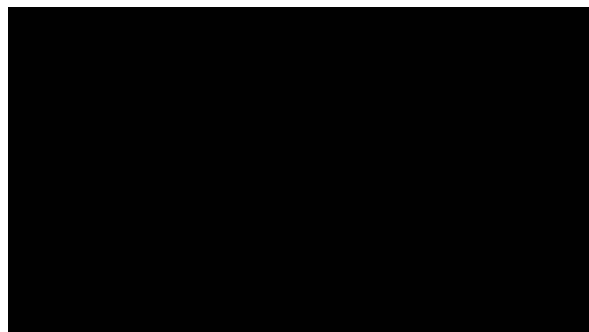


奥田講師らと共に

そこで目の当たりにした1、2年生の日本語能力の高さには非常に驚かされました。私にとって特に心に響いたのは、ある1年生のプレゼンテーションです。確か「母国は私」というタイトルでした。その学生は、モンゴル人が如何に土地を大切にしてきたか、そしてその土地が母国そのものであることを熱心に語りました。それにもかかわらず、最近ではその土に唾を吐く人がいることを憂い、母国を大事にすることは、唾を吐かないという身近なところにあるんだと締めくくりました。最後まで聞いて、やっとタイトルの意味を理解したのと同時に、とても清々しい気持ちになりました。日本法センター以外では、新モンゴル高校に訪問させていただきました。

また、モンゴルにおける法整備支援関係者、JDS留学生、YLP留学生を集めての夕食会が日本大使館主催で催され、我々もそれに参加しました。

今後、日本法センターの3年生は、モンゴルの法律を勉強しながら、日本の法律についても学んでいきます。この度の訪問により、彼らがどのような人材として育っていくのが、益々楽しみになりました。

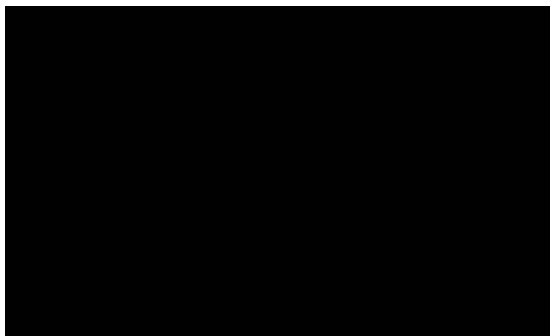


タシケント法科大学院日本法センター

国際言語文化研究科日本語文化専攻
博士後期課程1年 田中 典子

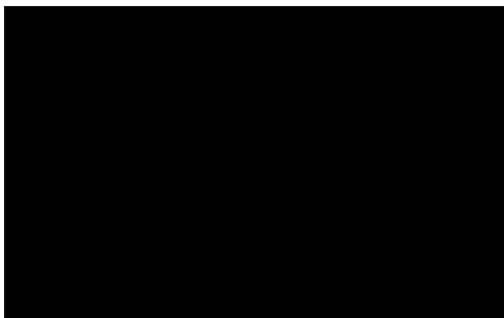
この度、日本語講師インターンとして、タシケント法科大学の名古屋大学日本法教育研究センターに派遣していただきました。派遣期間は3月4日から3月21日まででしたが、期間中、スクーリング、弁論大会等もあり、非常に密度の濃い3週間でした。

センターでは、1年次から4年間日本語教育が行われ、3・4年次には日本人講師による日本法講義が行われています。インターンの活動としては、授業見学、単独での授業実習、また現地のウズベク講師との協働授業実習をさせていただきました。法学分野における専門日本語教育において、学習者の日本語のどのような下位能力を育成することが求められているのかはまだ明らかにされていません。しかし、これらの活動を通して、法学の講義を理解するために学習者に求められる言語能力及び専門知識とはなにかを多角的に見る機会を得られました。



講義の様子

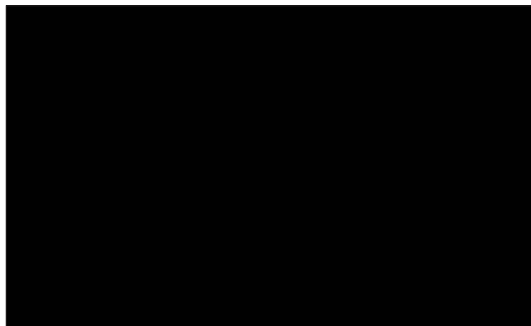
日本法教育センターの学生は非常に熱意があり、どの授業でも発言が多く、参加度、集中力の高さがうかがわれました。ウズベキスタンは多言語社会であるため、日本語は彼らの第四、第五言語にあたるということも珍しくありません。どの学生も外国語学習に慣れており、非常に積極的に日本語を使っており、日本語を使うのは教室環境だけという環境でも口頭能力に優れていました。この点、私達は大いに学ばなければならぬと感じました。今後も日本から、法学研究に携わるみなさんを日本語教育の部分で支援していけたらと思っています。



弁論大会で表彰

構成主義的政治理論に関する国際会議を開催

5月31日から6月1日にかけて、法学部第一会議室において、「構成主義的政治理論に関する国際会議(Nagoya Conference on Constructivist Political Theory)」が開催されました。同会議は、本学の小野耕二教授が研究代表者を務める科学研究費補助金(基盤B)の研究プロジェクトの一環として開催されたものです。海外からの報告者として、V・シュミット教授(米・ボストン大学)、M・ブライス准教授(米・ジョンズ・ホプキンス大学)、J・S・ドライゼック教授(オーストラリア国立大学)、O・ペーダーセン教授(デンマーク・コペンハーゲン大学)そしてC・エプシュタイン講師(豪・シドニー大学)といった、比較政治学や政治理論の分野における言説分析で世界的にも著名な研究者達が参加しました。日本からは、小野教授のほか、本学の田村哲樹准教授、近藤康史准教授(筑波大学)など合計5名が報告したほか、宮本太郎教授(北海道大学)や宇野重規准教授(東京大学)などが討論者として参加しました。2日間の会議を通じて、構成主義的政治理論の内容や分析方法などについて率直かつ白熱した討論が展開され、構成主義的政治理論についての理解を深めることができました。



会議の様子

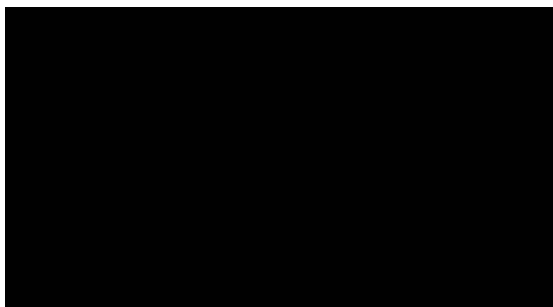
イラン・イスラム共和国大使来学

法政国際教育協力研究センター・特任講師
牧野 絵美

2008年6月2日(月)、在日イラン大使館より、セイエッド・アッバス・アラグチ大使およびジャヴァッド・モーメニ一等書記官が名古屋大学を訪問されました。法政国際教育協力研究センター(CALE)は、大学院法学研究科と協力し、「アジア法整備支援事業」の一環として、2004年度より5年間の計画で国際協力機構(JICA)の委託を受けてJICA国別研修「イラン法整備支援」研修を実施しています。同研修は、イランの司法関係者を日本に招聘し、「司法はいかに国民の信頼を獲得するか?」を共通テーマとして、日本の法制度を学ぶことを通じて、イランにおける法制度の整備に資することを目的とするものです。これまで、1年目:司法とは何か、2年目:日本における裁判外紛争処理手続、3年目:日本に

おける犯罪防止対策、4年目：公務員の汚職対策をテーマとして実施し、最終年である今年は、「訴訟遅延」をテーマに研修を実施する予定です。

イランにおいて本研修の評価が非常に高く、継続して研修を実施して欲しいとの旨、アラグチ大使より要望がありました。イラン側は、司法官の養成、刑務所の管理、犯罪人の引渡し等に関心を持っており、JICAとしても3年間の継続について前向きに検討しているとのこと。また、名古屋大学とテヘラン大学との学術交流協定締結に関してもアラグチ大使より提案がなされました。



外国人研究員としてワシントン大学より Veronica Taylor教授をお迎えしました

Greetings from Seattle

Veronica Taylor,
University of Washington

I am the Dan Fenno Henderson Professor of Law and Director of the Asian Law Center at the University of Washington in Seattle. The "Dan Fenno Henderson" title is a professorship created by our alumni in memory of Professor Dan Henderson, who pioneered the creation of the field of Asian Law in the United States. I am the third generation scholar (following Professor Henderson and Professor John Haley) to direct Asian Law at the University of Washington.

Currently I am leading two large legal technical assistance projects: one to re-train Afghanistan's law professors and students in modern law, and one to deliver legal aid to rural communities in some of China's poorest provinces, including Inner Mongolia. In this project we are also studying empirically whether legal aid has an impact on legal communities and in what ways - negative and positive.

I am delighted to be visiting CALE for three months to work on my own long-term research project "Whose Legal Development?". This project explores the structures and problems associated with the rapid deployment of technical legal assistance and "rule of law" interventions worldwide since 1990.

Originally I came to Japan in 1980 as an Australian Rotary exchange student to Gifu. At the time Australia and Japan had been involved in a major trade dispute about sugar exports; I naively imagined that what they needed was a Japanese-speaking trade negotiator like me. So that led me to major in Japanese Studies and law at university and to work for Professor Malcolm Smith at the University of Melbourne. (My sister, Catherine, was the one who became the trade

negotiator - she currently serves as Australia's Trade Commissioner in Tokyo.)

People sometimes ask, "Don't you regret not specializing in China?" I just laugh - being able to analyze and operate within - Japan is great preparation for work in other Asian and transitional legal systems. I never expected to be working in Afghanistan, but our success there is due in part to the team members' long exposure to Japan, China, Indonesia and Ethiopia. As colleagues at Nagoya CALE understand well, when you are in a high-stress foreign environment, you want to be surrounded by lawyers who have had an immersion experience elsewhere in Asia - not people holding brand-new passports.

I have also been very lucky in my family life. My husband is also fluent in Japanese, loves Asia and has been generous so that we could take turns when career opportunities came up. Our ten year old son, Dominic, complains that I am "ruining his life" by dragging him away from Seattle, but secretly he is enjoying learning Japanese and practicing and performing with his wadako group.

同窓会だより

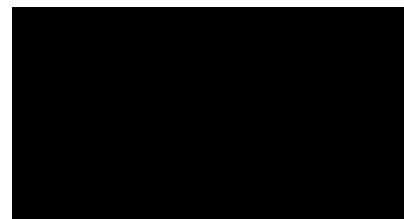
法科大学院同窓会第2回総会・懇親会

新第6期司法修習生 吉川 澄子

去る5月31日(土)、本学構内レストラン「花の木」において、名古屋大学法科大学院同窓会第二回総会を開催いたしました。当日はあいにくの雨模様でしたが、同窓会会員約180名のうち約80名が参加し、また、昨年まで法科大学院で教鞭をとられていた藤田哲弁護士、現実主義者である小栗健一検事にも、ご来場いただきました。

総会では、同窓会幹事稲垣遼の開会の辞に続き、藤田哲弁護士による挨拶、同窓会会計永田友和による平成19年度の会計報告、会則の変更決議及び今年度幹事の選出などが行われました。また、会員から同窓会の活動についての意見が出され、これからの法科大学院同窓会のあり方や取り組むべきことなどについて活発な議論がなされ、盛会のうちに、総会は無事終了しました。

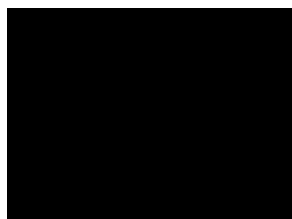
当日は、3期生らが新司法試験受験の直後ということもあり、総会終了後に試験の慰労



会を兼ねた懇親会も行われました。これには、浜田道代現法科大学院長をはじめ、法科大学院教員の方々にも多数ご参加いただきました。この懇親会では、同窓会会員相互、及び教員の方々、今まで以上に親睦を深めることができ、懇親会

も盛況のうちに終わりました。

法科大学院同窓会は、より活動の幅を広げ、本学に貢献していきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いたします。



国際学生交流

国際法政10月入学コース (旧留学生特別コース) 開設10周年を前に

法学研究科の多文化社会への変遷

法学研究科留学生担当講師 奥田 沙織

2008年5月現在の本研究科の留学生受入れの様子は、下記の表をみますように、他研究科とは異なり東アジア中心というよりは、東南アジア・中央アジア・モンゴルからの留学生の多いことに気づかれることと思います。こうした国々からの留学生のほとんどは、本研究科の英語による修士・博士コースに在籍する学生たちであり、その英語コースが、今年10月には開設10周年を迎えることになりました。そのことへの

思いから、本研究科におけるこの20年の留学生受入れ環境の変容に少しばかり触れたいと思います。

海外からの留学生受入れが目に見える形で増加するのは1990年に遡ります。東アジア、中でも中国からの私費留学生の受入れが進んだ時期であり、その頃は30-40名でしたが研究科内で様々な留学生受入制度整備について議論され、試行錯誤の中で留学生受入・教育制度をつくりあげる努力が始まりました。その後、大きな動きとしては、1996年に本学短期留学生受入制度(NUPACE)が動き出し海外からの交換留学生がやってくるようになり、1999年には、すでに触れました英語による大学院教育プログラムが開設され、東南アジア・中央アジア・モンゴルからの留学生受入れが安定的に進み、それから10年近くがたった現在の法学研究科は、下記にみるように、120名余りの留学生を抱える大所帯へと、大きな変化を遂げています。

2008年度法学研究科・学部外国人留学生受入状況－18カ国118名(2008年5月現在)

	総合法政専攻										大学院 研究生	学部 研究生	大学院 交換 留学生	交換学生 NUPACE		学部 留学生	6ヶ月 日本語 研修生	合計
	研究者養成 コース		応用法政 コース		国際法政コース (4月入学)		国際法政コース (10月入学)			U				G				
	M	D	M	D	M	D	M 英語	D 日本語	M									
中国	1	5	9		2							2	2		1	5		27
韓国		4	2									1				1		8
台湾	1	2	1									1		2		3		10
ウズベキスタン					5	3	2	2	1			2			1			16
カンボジア					6	3	2		4									15
ヴェトナム					5	1	2		3		1							12
モンゴル					3	1	2		2									8
ラオス					5		2										1	7
ミャンマー					5													6
タジキスタン					1													1
オーストラリア														1		2		1
スウェーデン														1				1
ドイツ														1			1	1
ハンガリー																	1	1
ブルガリア																1		1
ルーマニア																1		1
マダガスカル																		1
アルゼンチン																		1
	2	12	12	0	32	8	10	2	10	3	4	5	2		8	2	118	

留学生特別コースという名前で始まった英語による教育プログラムは、現在は、国際法政コースとして制度的に確立され、本研究科の大学院教育の一つの柱として、毎年英語コースには、母国に貢献できるような人材として期待される30名近くの留学生が入学し、博士後期課程の学生を含めて常時60名が在籍する大学院コースとなっています。海外の30の機関と学術交流協定を締結していますが、こうした協定大学からの教員・学生の国費留学生(特別枠)としての招聘、外務省の政策の下で展開する人材育成無償支援事業としての奨学制度(JDS)により母国から行政官等として派遣されるJDS無償留学生、あるいは、JICAの長期研修員という制度の下で受入れる留学生など、本研究科へのルートは様々ですが、この9年の間に本研究科で勉学生活を経て帰国し、あるいは、第三国で活躍する元留学生の数はすでに英語コースの修了生だけで100名近くにのぼっています。それ以前の留学生たちを含めれば200名を越す同窓生が世界で活躍していることになります。

このように、本学部における留学生の受入教育環境の変遷を振り返れば、国境を越える学生交流が育ち発展する土壌が広がりつつあり、本研究科は多文化社会に向けての発展途上にあるといえます。その中で、日本人法学部生の国際化も少しずつ進みつつあります。本ニュースで紹介する、海外への

ガイダンスの様子

法学部生の実地研修派遣や、これまでの法学部ニュースで紹介してきました海外の協定大学からの学生を招聘しての「国際大学交流セミナー」の開催、さらには、「比較法政演習（PSI）」の開講など、10年前には考えられないような国際学生交流が展開しています。

国の将来を担うアジアの学生たちが集まり、そこに日本の学生がどのように関わってゆくのか、福田首相の「留学生受け入れ30万人計画」報道が届く中で、法学部・研究科の勉学・研究環境をさらに生き活きとさせ、日本の学生たちが日常の中で留学生を友人として大学生活を過ごすことができるような大学環境をつくってゆくことがこれからのテーマであるように思われます。

国際法政コース—新しいスタッフを迎えて

クリティカル・ディスカッション・セッション / CDS
とヴェロニカ・テラー先生からのメッセージ紹介

法学研究科研究員 伊藤 カンナ

みなさん、はじめまして。今年4月から留学生支援にあたっております伊藤カンナと申します。08年3月まで5年間、経済学研究科で留学生専門教育教員を務めた後、新旧交代の時期を迎えたのを機に、留学生支援の分野で非常に豊富な経験を持たれる法学部・奥田沙織先生の下で研鑽を積むべく、新しいスタートを切りました。今回は、私の目から見たCDSの現況をご報告いたします。

CDSとは、クリティカル・ディスカッション・セッションの頭文字をとったもので、名古屋大学大学院法学研究科国際法政コースにおいて、博士学位の取得を促進するために設計されたプログラムです。国際法政コースの院生全体が定期的に集まり、後期課程の院生の研究報告を聞き、参加者全員でその内容を検討し議論する研究会で、今年度は5月から月1回、毎回1～2名の報告者を迎え、行司役のフランク・ベネット教授を囲んで、進められています。



CDS風景

という声をよく聞きます。そのため、前期課程の学生も含め、国際法政コース在籍者のほとんどが参加し、報告者の指導教員の臨席の中、快い緊張感と熱気のうちに1時間半のセッションは瞬間に過ぎていきます。参加者は皆、英語やコンピューターでのプレゼンテーションスキルを自在に駆使し、積極的に発言し議論する能力を持ち、その姿は将来の研究者や政策立案者としての可能性を確信させてくれます。

CDSに対する、院生たちの期待は高く、自分たちが研究を進める上でなくてはならない鍛錬の場である、と

さて、この研究会に関心を示されたのが、CALE（名古屋大学法政国際教育協力研究センター）客員研究員として08年4月から6月末まで法学部に在籍された、ワシントン大学法学部教授のヴェロニカ・テラー先生でした。テラー先生は、ワシントン大学でPhD取得促進に向け、数々の改革を行ってきた実績を持ち、CDS同様の研究会も現在では、院生の自主的な運営に委ねられるまでに成長しているそうです。同大学ではPhD取得を支援するため、戦略を助言するセミナーを大学院入学時から連続的に行っているとのこと、名古屋大学の大学院生にも「Managing a PhD: Efficiency, Enjoyment and Impact」と題した講演をお願いしました。

講演は質疑応答も含め100分間であったため、その内容は、PhD取得に向けた心構えに的が絞られました。法・経済学研究科の大学院生や博士号取得者、教員あわせて50余名の参加者が傾聴する中、テラー先生は、「ドクターコースの学生は、先生や同僚を自分のバスに乗せて責任もってハンドルを握るドライバーであれ」と諭されました。PhDに向けたその旅は、山あり谷ありの困難な道のりであることは疑いありません。目標に向けやる気を保ち、旅を成功させる秘訣として、トピックス選び、研究の進め方、長期・短期の目標の設定、ネットワーキング、について意義と手法が次々に解説されました。

とりわけ、研究生活で壁に直面したときには、研究室や自室に閉じこもらず、積極的に教員や級友、研究者仲間と話を

し、ネットワークを構築することの重要性が強調されました。これにより、他者の研究から刺激を受けたり、自分の凝り固まった頭を解きほぐすことが可能になるばかりか、学業や個人的な悩みによるストレスで学生が孤立し精神的に失調するのを予防するメンタルヘルス面の効用が望めます。さらに、こうした出会いを成功させるためには、日頃から自分の考えを相手に端的に伝えるよう準備し訓練すべきだという助言は、非常に啓発的で説得力がありました。



ヴェロニカ先生

講演は非常に好評で、解散後も長い質問の行列ができました。テラー先生が本務校で48時間以上かけて行われているPhD取得支援セミナーの需要が、名古屋

大学においても非常に高いことを明確に示す結果となりました。

一方で、大学院生に期間内に博士号を取得させるには、教員側はどのような支援を行う必要があるのでしょうか。この

疑問について、テイラー先生のご経験から学ぶため、教員向けに「Managing a PhD Program」と題したセミナーも開いていただきました。疑問への回答は、「教員による院生のモニタリングを継続的・定期的に行うこと」でした。

ワシントン大学で取り入れられたメソッドは、PhD取得までの行程の達成リストで各学生の状況を集中管理し、とりこぼれないよう指導すること。指導の内容を全教員で共有すること。指導教員に加え必要に応じて他大学からも専門の研究者を招いたPhD委員会や、教育の質を維持するための学内代表者会議、教員全体のラウンドテーブルを組織し、楽しく知的な意見交換ができる場を設けること、など枚挙に暇がありません。

これらの組織が奏功した理由は、それが教員に負担を強いだけの拘束的な制度ではなく、むしろ、委員に選ばれることが荣誉となるような待遇作りを心にかけていることにあるといえます。院生に学位を取得させることは教員にとっても大変な重責ですが、それに見合った賞賛と、できる範囲での教育と行政の役割分担を整備することで、教員が将来の有望な同僚を育てるやりがいを持ち続けられるよう配慮されているそうです。この結果、200年には「瀕死の状態であった同大法学大学院は、現在ではUSでトップレベルに復活を遂げた」とのことでした。

この改革は、「学生は顧客である」という理念に基づくように、いくつかの点で大学教育に市場原理を導入し成功した例であると感じました。たとえば、期限内の学位取得を促進するが学位の質は落とさない、という鉄則。このために、教員は相互に監督し合い、また、優秀かつ有望な学生を採用することにも力を入れます。大事に育て上げた留学生在が卒業すると、同窓生として大学に対して強い忠誠心を持ち、世界的に強力なネットワークが構築されます。

また、それまで無償招待であった客員研究員を、原則有料化し、それに見合った待遇と引き換えに、研究員にも講義などのノルマを課したそうです。この結果、大学は新たな資金源を得る一方、有料でも来たいという真摯な研究者が集まり、大学のブランド価値を高めることにも成功したとのことでした。こんな好循環を生み出した背景には、どれほどの試行錯誤があったのでしょうか。ますます興味がつのりました。

さて、6月末に名古屋大学を去られたテイラー先生ですが、CDSメンバーにはたくさんの置き土産を残してくださいました。とりわけ、個々の専門領域を超えて、互いにネットワークの一員としてできる限りの指導をしあう、という意識が強くなった印象を受けます。先生の、「博士論文はすぐ出版できるような品質であれ、さらに空港の売店に並ぶようなインパクトのあるものを目指せ」というご発言は、参加者の胸に具体的な野望の灯をともしたのかもしれない。また、研究者が陥りがちな「専門性の壁」に阻まれない自由な批判精神を蘇らせてくれたようです。

近い将来、CDSメンバーが各国で活躍し、その著書に空港で迎えられる日が来ることでしょう。

* 国際法政コース『比較政治専門研究 : 日本の近代化』
— 明治村見学記

国際法政コースの比較政治専門研究「日本の近代化」では、昨年に引き続き、担当の増田教授の授業の一環として、授業を履修している留学生による報告を盛り込んだ課外授業を、さる5月10日(土)に博物館明治村への見学実習という形で行いました。

明治時代のさまざまな建物見学を通して、明治の文化や生活を感じ理解し、それを通して日本がどのように近代化をはたして



学生報告風景

いったかを実地に留学生に学んでもらうということを目的としています。今年度は、昨年度と異なり、授業を履修していない本研究科留学生にも見学会を開放し、広く参加者をつのっての旅となりました。あいにくの雨でしたが、それぞれの建物建築が、その時代にどのような意味をもっていたのかなど、日本の近代化に向けて移り変わる時間と空間との間を、そして、母国への思いとの間を、行ったりきたりするような学習時間となったようです。



明治村見学会帝国ホテル内で

* 毎年恒例・法学研究科留学生のための実地見学旅行
— 長崎研修旅行

2008年3月14日(木)から16日(日)にかけて、西日本を横断し長崎の原爆資料館を目指す法学研究科留学生研修旅行を実施しました。一昨年度実施した2泊3日でのフェリーでの広島への旅に続くものです。西に下る道中では、奈良に

立ち寄り、引率の磯部隆教授から、思想史の観点から東大寺の大仏様について学び、その足



長崎原爆慰霊碑前

で大阪南港へ。そこからフェリーに乗船、夜の瀬戸内海を揺られながら別府港へ。九州ではバスで横断、途中、阿蘇山によるものの、霧にすっぽり包まれその姿を拝むこともできずに下山、ひたすらに走って長崎へ。長崎の夜景を望みながら夕食をともし翌朝は出島、目的地の原爆資料館へ。帰りは再びフェリーの旅、大阪南から京都高雄の奥の参詣と神護寺での住職による講義研修、金閣寺からひたすら大学へと走った3泊4日のタイトな旅はこうして終わりました。参加留学生数40名ですが、長い旅の中で、長崎原爆の事実を目のあたりにし、それによってむしろ国を越えた友人が生まれ、日本との出会いと人との出会いが生まれる旅となりました。その中のひとり、「出島」について報告を担当した国際法政コース修士課程1年のウズキスタンからのブニヨッド君に、長崎への旅の感想を投稿していただきました。

平和と友情の価値を教えた旅行

Bunyodbek Ibragimov M1

ブニヨッドベク イピラギモフ M1

ウズベキスタン

名古屋大学法学研究科の留学生はみんな一所懸命勉強しています。そして、勉強のことも生活ことでもお互いに手伝っています。このような雰囲気は素晴らしいと思います。そのような雰囲気はどうやってできたのか。そのような友情関係ができた理由の一つは、毎年みんなと一緒に旅行に行っているからだと思います。勉強の時はみんな忙しいし、お互いに関係しないけれど、旅行では話す機会がたくさんあるから留学生どうし仲間になれるのかなと思いました。自分も旅行でみんなともっと仲良くなりました。2007年10月に名古屋大学に入学してから、何度かこのような旅行があって、長崎旅行もその一つです。この旅行では40人の留学生がみんな一緒に行きました。日本人の学生さんは一緒ではなかったので、ちょっと困ったこともありましたが、日本人の友だちが今まで私たちのためにやってきた苦労を知ることができました。



長崎旅行 ブニヨッドの出島報告風景

知識は本と講義だけから得るものではなく、他の色々な方法があります。中でも旅行は最も効果があると思います。自分の目で見て学ぶことに大切な意味があるからです。日本のことを本だけで勉強したいなら、来日しなくても母国で勉強できるでしょう。日本に来て研究することの一つの大きな理由は、「法」に大きな影響を与える社会や文化の中で研究で

きることにあると思います。

さて、長崎は日本にとってだけではなく、そのほかの国にとっても特別な市といえます。来日する前から、長崎か広島には自分で行ってみたいという夢がありました。この旅行は素晴らしい機会でした。長崎に行って、平和と友情ということの価値がわかりました。戦争が国民にとってどのような侵害を与えたかを長崎の例でみました。世界の国々の間で友情関係が達成されなければ、どこの国にも長崎の悲劇のような危険があるでしょう。友情関係は、平和の大事さと戦争の危険性を理解しないとできないものかなと思いました。だから、日本に居る間に、みんなには是非長崎に行ってほしいと思うのです。

長崎の次に面白いのは「出島」です。来日する前にも日本について色々勉強して来ましたが、その中でもっと知りたいと思ったことが二つありました。一つは、世界と交流しない鎖国の状態で国は発展できるのか。二つ目は、日本という国はどうやって独立を失わずにこれまでやってこれたのかということです。この旅行で私は、出島について旅行中に報告することになっていましたので、それについて調べて読んでいくうちに関心が高くなって、出島に行くことが楽しみになりました。実際に行ってみると、日本の当時の政治家は、世界との交流を完全に切ってしまうので日本の独立を守るために素晴らしいことを考えたと思いました。国の独立だけではなくその国の文化も守りつつ世界の文化を学ぶという大きな役割を果たしていたのが「出島」だったと思いました。その後、いつまでも鎖国政策を採り続けることは不可能だから開国し、世界と交流しながら独立と文化をどう守るかという次の課題に直面することになります。これが、二つめの関心事ですが、これはこれからの勉強課題です。

この旅行では、最後にはいろいろなことを勉強して、留学生の仲間たちと仲良くなりました。これからもこのような大学の研修旅行に参加したいと思っています。



長崎旅行集合写真(神護寺の前)



フェリーのなかで

 留学生だより

 インターンシップ報告

豊田自動織機株式会社法務部での
 インターンシップに参加して

Report of My Internship Program
 カリビヌル ケユム
 Kabur Keyum GSLM2

My internship in Corporate Law took place during two work-weeks from 3-14 March in TICO (Toyota Industrial Corporation) Legal Department which located in Kariya City. During this time I had a full understanding of the organization and production structure of TICO, and their responsibility with high quality products which in 7 major business divisions. All of the legal department members served as my host. His/her conduct and that of all Toyota employees, was professional at all times and I am grateful to them for providing a comfortable and congenial atmosphere. During my internship I participated in activities with three different plants within Toyota Group Company and gaining a real-life perspective of Corporate Law and Competition Law in action. One unexpected and valuable benefit of my internship concerned the matter of efficiency. It was a privilege to witness and learn the matter in which Toyota employees executed their duties with such a high degree of efficiency. TICO is ensuring a workplace where each employee can work safely with enthusiasm and which are able to recognize, think and act on their own---to achieve improvement from zero accident to zero danger. Those aspects are very important and respectful in the competitive business world. The following paragraphs provide an overview of my activities and practices during the internship.

There are 13 companies in the Toyota Group. They have internal relationships just like holding their shares each other for the mutual benefit based on the respect for Anti-trust law of Japan. TICO has 162 subsidiaries and 35 affiliates in other countries, and distributorship is one of the important items of TICO. Subject to the terms and conditions of TICO's bilateral agreements, TICO grants its distributor an exclusive distributorship which acts as independent entity on its sell of production in the territory. Become a world-wide famous company, Toyota have highlighted and strengthened the Product Liability issue. This issue is under managing of Risk management group of Legal Department.

Commonly manufactures and companies are able to avoid negative publicity to corporations and significant financial exposure by strengthening Product Liability.

The Corporate Code of Conduct Committee is in charge of controlling the group's overall corporate activities regarding

compliance and responses to crises. It is stipulating conduct guidelines, and making every effort to ensure that all employees are informed through education and enlightenment activities. TICO is tackling the issue of enhancing compliance at domestic and overseas affiliates. Corporate Law is a fundamental and important regulation concerning about allocation of authority and responsibility in the promoting corporate value activities. Japanese Corporate structure such as Board of Director, Board of Commission and General Meeting of Shareholders take a crucial role in Promoting Corporate value and enhancing Communications. TICO sees the benefits of the shareholders as one of its most important management policies. TICO works toward the realization of co-existence and co-prosperity with their business partners from a long term perspective in the respect of Fair Trade and Transaction based on open door policy.

M&A (Merge and Acquisition) Agreement is popular among the TICO's subsidiaries and affiliates. Due diligence report is an important step before M&A Agreement. Before Due Diligence this idea was a totally new form, but not now. The purpose of due diligence report which is conducted by lawyer is to assist buyer in its considerations of legal aspects (as well as others) of the Proposed Transaction.

法学部学生海外実地研修

名古屋大学法学部では、学术交流・学生交流協定を結んだ海外の大学の協力を得ながら、法学部生の短期海外研修を積極的に実施しています。この海外研修では、現地の大学・裁判所・議会行政機関や現地日本企業の訪問や現地の大学生の交流など、大学として実施する研修ならではのプログラムが用意され、貴重な経験を積むことができます。1999年より開始され、その年は中国（復旦大学、西安交通大学）へ、2000年度は、モンゴル国立大学法学部・中国（中国政法大学、復旦大学、華東政法大学）・ベトナム（ハノイ法科大学・ホーチミン市法科大学）の3カ国へ、2001年度は中国（四川大学・復旦大学）、2002年度はウズベキスタン（タシケント国立法科大学・世界経済外交大学）・カンボジア（王立法経大学）・中国（華東政法学院）の3カ国へ、そして2003年度にはオーストリア（リンツ大学）、2005年は台湾（台湾大学法律学院、政治大学法学院）、2006年にはラオス国立大学法学政治学部へ、法学部・研究科生約10名を1週間程度の研修に派遣しています。

そして、2007年度研修は、フランスのバリ第二大学を目指し、2008年3月9日から17日までの11日間、石井三記先生、林秀弥先生、そして、CALEの特任講師の牧野えみさんが10名の学生を引率し、バリ控訴院、重罪・軽罪裁判所、バリ警

視庁等への訪問、パリ第二大学での学生交流を内容とする学生研修を実施しました。下記は参加学生による印象記です。

フランス海外実地研修記

法学部 2年 長江 優子

「もっと勉強しておけばよかった！」

3月9日から9日間、フランスのパリで海外実地研修に参加して一番に感じたことです。フランス語を流暢に話す先輩、フランスの歴史について詳しい先輩、そして知らない土地でもたくましい友達。いろいろな刺激を受けて、自分ももっともっと知りたい、話したい、経験したい、と思いました。この研修での一番の収穫は、自分が非常に無知であったことに気付いたことです。

また、各種裁判所、弁護士会、警視庁博物館などの訪問では、ナポレオン1世の時代から作り上げてきた体制を学び、フランスの法律や政治が今でも伝統を大切にしており、フランス社会の根底に変わらない理念が通っているのだということを感じました。その一方で、早朝から清掃の仕事をする黒人の少年、駅や観光地でイスラムのスカーフをかぶって物乞いをする女性など、フランスが今抱えている問題、その問題に十分に対応しきれない現状を目の当たりにしました。移民問題やそれに伴う宗教の問題などは知識としては知っていましたが、実際に目にして、フランスだけでなく世界で起きている人種に関する問題が現実のものとして強く感じられ、どのように処方箋を描けばよいのかと具体的な問題関心を持ってこれから勉強していきたいと思いました。



(パリ憲法法院内)

フランス研修写真



(パリ第二大学内ボアソナード像前)



就職相談室より

20年度インターンシップの事前学習が始まる

今年のインターンシップは申込者が約180名と、昨年同様多くの学生が参加を希望しました。インターンシップ運営委員会では6月中にはほぼ派遣先を決定し、夏休み期間中の実習に備え各種の事前学習を行っています。

全体研修としてパソコン(6月18日)、ビジネスマナー講座(6月25日)を実施し、それに続いて守秘義務・個人情報保護法の研修(7月2日)も行います。

その他、各分野毎(分野別研修)でも弁護士、司法書士等の外部講師による「実習への心構え」と題した講演や、2年生を対象とした未履修専門科目(会社法、物権法、家族法)の補講を実施する予定です。事前学習の参加者は、今後の実習をより有効なものとするべく熱心に取り組んでいます。

今年度インターンシップ事前学習の内容(主なもの)

全体研修

- ・パソコン (講師: 法学研究科 富崎講師)
- ・ビジネスマナー講座 (講師: JALアカデミー)
- ・守秘義務・個人情報保護法
(講師: 法学研究科 稲葉准教授)

分野別研修

- ・法律事務所 : 講師 竹内裕詞弁護士
(さくら総合法律事務所)
- ・司法書士事務所: 講師 寺町敏美司法書士
(アスネット司法書士事務所)
- ・企業法務 : 講師 小島多重子客員准教授
(豊田自動織機法務部)



ビジネスマナー講座の様子



分野別研修の様子(司法事務所)

*** 教員エッセイ ***

歌は世につれ世は歌につれ? 憲法とJ歌謡・序説

本 秀紀

「歌う憲法学者」などと呼ばれることがある(毎日新聞2008年6月30日朝刊)。時節柄、各地で憲法の話をしているが、講演とともにギターの弾き語りも交えてほしいと頼まれることが多い。企画の主催者としては、歌も話も同じ人間に頼んでしまえば、謝礼が半分で済むという算段なのかもしれないが、演者側としては、歌と話を多少なりとも有機的に結びつけようと思うと、選曲に苦労することとなる。

「歌は世につれ、世は歌につれ」と言われるが、日本の歌謡曲が、どれだけ「世」を映し出してきたかは疑わしい。欧米のポップ・ミュージックやロックン・ロールが、世界大の時事問題や政治状況を風刺や批判の題材として取り上げてきたのと、大きな対照をなしている。

とはいえ、もちろん例外もある。とりあえず誰も思いつくのが、「ミスチル」こと、Mr.Childrenだろう。カップ・ノードルのCMソングとして有名になった「タガタメ」は、サビでいきなり「子供らを被害者に 加害者にもせずに/この街で暮らすため まず何をすべきだろう?」と問いかけて、聴く者をドキッとさせる。ヴォーカルの桜井和寿は、当初まったく別の詞を考えていたが、たまたまレコーディングの日の朝に長崎市男児誘拐殺害事件のニュースを見て、この歌詞を書いたという。だが桜井は、「安全・安心な街づくり」の方には向かわない。この曲の最後は「戦って 戦って/誰がため 戦って/戦って 誰 勝った?/誰がためだ? 誰がためだ?/誰がため戦った?」の絶叫で終わっている。レコーディングは2003年の夏。子どもらへの想いが、イラク戦争への疑問と一つながりになっている。

イラク戦争に関しては、さだまさしの「遥かなるクリスマス」という歌もある。もう少し直接的に、「メリークリスマス 独裁者が倒されたというのに 民衆が傷つけ合う平和とは一体何だろう/メリークリスマス 人々はもう気づいている 裸の王様に大人達は本当が言えない」と歌っている。「立つ鳥跡を濁し」たまま、責任を問われることもなく去りゆかんとしている「裸の王様」を、ラブソングにのせて鋭く告発する。

憲法との関係で極め付けなのは、ジュリーこと沢田研二の「我が窮状」。5月25日に発売されたニュー・アルバムの9曲目に収められている。憲法と窮状? 昨今の「格差社会」を告発する歌かと思いきや、さにあらず。2番のサビの部分は、「この窮状 救いたいよ 声に集め歌おう/我が窮状 守れないなら 真の平和ありえない」……つまりは、思わず「親父ギャグか!？」と突っ込みたくなるような、「窮状」と「9条」をかけたダジャレなのだが、これがジュリーの声にかかると、すごく伝わってくるものがある。この6月に還暦を迎えた沢田研二の次代へのメッセージが、そこにある(作詞は本人)。

どの歌も時代との格闘の中で生まれたもので、その心をギター一本で伝えるのは、至難の業である。毎回「引き受けるんじゃなかった」と後悔することの繰り返しだが、一人でも多くの人に憲法のこころを伝えるために、研鑽を積まなければと念じている。

お昼ご飯の悩み

今井 克典

お昼ご飯に関するサラリーマンの悩みの定番といえば、「どこで食べようか?」ではないでしょうか。でも、私はというと、ちょっと違うんです。

大学でのお昼の王道? は、大学生協の食堂です。法学部に最も近い大学生協の食堂では、自分でおかずをいろいろ選択することができます。ご飯、味噌汁、鯖塩焼き……えっと、今日は、ちょっと工夫して、麺コーナーにある掻き揚げ、それに温泉卵ももらって、これらをどど~んとご飯の上のにせ、「掻き揚げ丼」なんてこともします。

普通の大きさのご飯が95円で、味噌汁42円、秋刀魚塩焼き168円、肉じゃが147円、小鉢42円~84円といった具合です。秋刀魚の体長は約29.5cm(巻尺で測りました)で、皿から尾がはみ出ています。

レジへ行って、合計額が500円を超えていると、なんとなく敗北感(誰に負けた?)を感じます。「500円までと決めたのに。浪費家!」との心の声に、「この揚げ出し豆腐が……」と言い訳をします。いとも簡単に食欲に負け(負けた相手は食欲でした)、自責の念に駆られるわけです。

食堂が混んでいると、生協の300円日替弁当にします。縦約22.5cm、横約16cm、高さ約3cmの容器(定規で測りました)です。主菜には、なんてたってハンバーグ、やはり鶏唐揚げ、醤油味の焼き肉、トマトソース味の焼き肉、何かの味付けの焼き肉、鰯フライ、鮭フライ、何かのフライなどがあります。1日に3種ぐらいが用意されます。

本日買った弁当には、白いご飯(103粒の黒ごま付き。数えました) 鮭と竹輪天、プチトマト、その下にキャベツとレタス、さらに、切り干し大根、沢庵が入っています。沢庵は、生意気にも、容器の敷地の8分の1弱に及ぶ専用の1区画を与えられていますが、悲しいかな、切り干し大根の汁に境界線を越えて進入されるという被害を受けています。

お弁当だけではお腹がもたないので、生協のソース焼きそば168円も一緒に買います。「炭水化物ばかり。食い過ぎ。メタボの内臓脂肪の蓄積のチェックまであと3cm」とレジで思われているのではないかとドキドキします。「焼きそばパン、ラーメンライス」という有名な仲間がいることも、「炭水化物ばかり」との主張にしか対抗できません(対抗できるかな?)。焼きそばを食べ終えて、満腹感に喜びを感じるとともに、その満腹感に「あと3cm」を思い知らされます。ここでも、食欲に負けた自分に後悔します。

こうして、私は、お昼ご飯で、苦悩、後悔、反省をし、食欲に負けない強い意志を誓います(なんて大層な)。でも、毎日この悩みと向き合うのは大変です。悩みから解放されるために、生協の食堂・弁当以外で、食事をすることにします。さあて「どこで食べようか?」。あれっ。お昼ご飯の悩みは、定番に落ち着きます。

キャンパスライフを語る

大学という場所に思うこと

学部生

法学部2年 庄司友哉

延べ16年に及ぶ私の「学生」モラトリアム生活もようやく終盤に差し掛かったところで、その最終段階である大学の位置づけを考えてみる。

一般に大学は専門分野を重点的に学ぶところとされているが、実際は企業などの実務でそれが役に立つことは少ないと聞いた。専門科目よりむしろ教養科目のほうが役立つ場面は多いかもしれない、と。つまり、社会に出たら「広く浅い」知識を持った人間のほうが使えるということ。専門に特化した「狭く深い」人間が有用なのは、その道の学者になるぐらいだろうか。

実務で役に立たないというのなら、何のために大学で学ぶのか。これはもう「学びたいから」しかないと思ふ。個人的な話をすると、大学の講義は私にとって楽しくて仕方がない。かねてから学んでみたいと思っていた法律を好きなだけ勉強できること。もちろん専門以外も興味を持ったら他学部の授業に混ざること（これは総合大学を選ぶうえで大きな利点だと思う）幅広い学問に触れることができる。そして教えてくださるのは「教育のプロ」ではなく「学問のプロ」の方々である。その知識、教養の深さはあらゆる職種でもトップクラスだろう。大学以外で、そんな人たちの講義を毎日聞ける場所なんて存在しない。

大学全入時代といわれている今、「学びたいから学ぶ」なんてことは建て前でしかないと言われるかもしれない。けどこれから大学に入る予定の人、現在大学生の人は、せっかく最高の研究機関にいるのだから、それを利用して知的好奇心を満たすだけの自己満足に浸ってみたいかがだろう。

大学院での研究生活

研究者養成コースの院生

総合法政専攻（研究者養成コース）D1
西山 真司

大袈裟な言い方かもしれないが、エッセイも大学院での研究活動も、どこかリンクしている部分があるのだと思う。

あくまでも僕の主観では、大学院生がエッセイを書く場合、「嘆き節(?)」の後に「決意表明」をするというパターンが多いように思われる。特にそれが、僕のように研究者養成コースに所属している院生だと、なお顕著に見られるような気がする。無理もない。研究者養成コースというのは、その名の通り、研究者を目指す院生が集まる場所で、「大学」と共に骨を埋める覚悟で身を投じる場所だからだ。だから、ほとんどの院生の場合、この先どうなるかということは、文字通りの意味で五里霧中といった感じなのである。そういう状

況であれば、嘆き節でもぶって、自分を鼓舞したりもしたくなってくる。・・・以上、嘆き節。

さて、このエッセイはこれから「決意表明」へと転じて、美しく文章を締めるのであるだろうか。しかし、それは許されないだろう。というのも、いやしくも研究者を目指すのであれば、研究の意義と独自性は常に問われるわけであり、通例のエッセイ作法を真似るだけでは、その意義も独自性も損なうからだ。そうなれば、僕独自の文章展開が期待されるわけだが、残念ながら未熟な僕にはまだそれができそうにない。今回このような文章を書く機会を頂いて感じたことは、意義と独自性を兼備した理論やエッセイを打ち出すためにも、大学院生としての自分は、まだまだ修練を続けていく必要があるということであった。・・・以上、決意表明。

大学院ってこんな場所

応用法政コースの院生

総合法政専攻 応用法政コース M1 佐藤 光

名古屋大学大学院に入学してから約2ヶ月が経過する。私は名古屋大学法学部からそのまま進学してきたので、新しい土地に慣れるなどの心配はなかった。しかし、学部時代と

大学院においては生活のほぼ全てが変化した。最も大きく変化したのは、研究室に自分の机がもらえたことである。この点が学部生と院生の大きな違いだった。理学学部とは違って、法学部では個人の机はもらうことができない。そのため、大学で自分の空間を作ることができなかった。それが、院生になり机をもらったことで、学校内に長くとどまることが許されるようになった。これは非常にうれしいことで、勉強に対する意欲が湧ききっかけになるとも思う。実際、今では1日の約3分の1を研究室で過ごしている（常に勉強をしているわけではない）。

授業形態もゼミ形式のものがほとんどになり、コマ数で言えば4~5コマしかない。それでも、外国語の論文を読んだり、その一つ一つの内容は学部の授業とは比べ物にならないほど濃い。そのため、学部時代よりもずっと忙しくなったな、というのが正直な感想である。

大学院に入学してからまだ2ヶ月であり、わからないことのほうが多い。そのような中で、先輩や先生たちと話をしながら試行錯誤に進んでいくことは期待と不安が入り混じった不思議な感覚だ。この2年間の目標は、充実した院生生活を送り、修士論文を完成させることである。

あっという間に一年を終えて

法科大学院生

法科大学院2年 入澤 仁美

私が法科大学院に入学してから、早くも一年以上が経ちました。私にとっては知らない土地での新たな学生生活のスタートで、心細いこともたくさんありましたが、私がここまでやってきたのは同じ目標を持つ仲間がいたからだと思っています

ます。

私は兵庫県から名古屋までの新幹線を利用しての遠距離通学が辛くて、正直、一年の前期は挫折しそうでしたが、友達や先輩に支えられて無事進級することが出来ました。

法科大学院での生活の中で、大学時代と一番変わったことは、自主ゼミを開くことになったことです。

課題や判例について、授業の合間や放課後に同級生と話し合ったり、先輩にアドバイスをもらったりすることで、物事を色々な視点で考えてみる事が出来るようになってきました。夏休みに、新司法試験を終えたばかりの修了生の先輩が一年生を対象にゼミを開いて下さったことも、休みの期間の勉強のペースメーカーになりました。

名古屋大学は他の大学よりも、上下の学年の繋がりが強いと言われています。これは学生生活において本当に恵まれたことです。

私は4月から二年になり、後輩が出来ました。けれども、残念なことに、慣れない演習形式の授業と課題提出に追われるばかりで、まだ後輩にアドバイスを出来るような先輩にはなれていません。

けれども、あと約二年弱の学生生活で、今までたくさんの人に支えられてきたことに感謝しつつ、私もいつか何らかの形で役に立てたらいいなあ、と思っています。

社会人からのメッセージ

学部卒業生より

社会人と大学生

NT西日本 岩田 光将

こんにちは、平成19年度卒業生の岩田光将と申します。名古屋大学の皆さん、元気にお過ごしでしょうか。私は本年度4月からNT西日本に就職し、社会人1年生となりました。現在私は会社の業務を理解するため研修を受けております。特に座学が中心で、先輩方に業務や会社の仕組みを教えていただければいいので、まだ「仕事をしている」「社会に影響を与えている」とはとても言えない状況です。従って、本当の意味で社会人となったとは言えませんが、現時点で思う事を皆さんに伝えますね。

研修中という比較的余裕のあるときの中でも、やはり社会人となると大変なことは沢山あります。当たり前ですが、朝には当然会社に行かなければならず、帰宅しても勉強をしなければなりません。学生時代は「自分中心」で生活を送れば良かったものが、「仕事中心」の生活に変わっていきます。「学生と社会人の違い」は色々ありますが、私はこの「生活の変化」が最も大きな違う点だと思います。仕事をしたりレポートを作成したりと、仕事で頭がいっぱいになってしまう事もあります。社会人になると自由な時間は本当に少なくなります。それに対して、学生時代は余裕のある時間が

多いと思います。そうは言われても、「ふーん」とあまり実感の湧かない方もいらっしゃるかもしれません。実際私も学生時代そのことをあまり意識できていませんでした。従って、「そんなものなんだ」と軽く考えていただければけっこうです。ただ、大学時代は「思う存分好きなことができる最後の時間」です。そのことはしっかりと理解していただけたらと思います。

皆さんは学生生活の中で何をしていますか？サークルですか？アルバイトですか？勉強ですか？先ほど申しました通り、自分の好きにできる最後の時間です。その中で何をやっても正解だと思います。ただ一つだけ言いたいことは、「自分らしい道」を見つけてほしいという事です。自分は何がしたいのか、何に価値を置いているのか、何を大切に思うのか、と。そういう自分なりの基準や目標がないと、忙しい社会人生活に、毎日流されていくだけになってしまおうように思うのです。難しく考える必要はないと思います。楽しく、充実した、自分らしい生活を送っていればそれは自然に見えてくるものだと思います。ゆっくりと見つけていってください。

法科大学院卒業生より

縁を大切に

弁護士 盛田 裕文

平成18年3月に法科大学院を修了し、現在、駆け出しの勤務弁護士として日々奔走しています。事務所の案件は一般民事、企業法務全般ですが、私自身は、交通事故、行政事件を比較的多く担当しています。

勤務弁護士の仕事はハードなもので、常時、訴訟案件（裁判にかかっている案件）を10件ほど、示談案件（裁判にかかっていない案件）を30件ほど担当し、スポットで、意見書作成、契約書作成、判例調査などを行っています。示談案件を多く担当しているため、朝から夕方までひっきりなしに電話がかかってくる場合もあり、スケジューリングには、特に苦労しています。

弁護士になってから、「弁護士バッチは重いなあ」と思うことがよくあります。弁護士になれば、誰もが「先生」と呼ばれます。依頼者は、その「先生」を頼って、人生最大の相談事を持ち込むのです。「ちょっと分かりません」なんて軽々しく言えるわけがありません。ずいぶん前のことですが、事務所の所長弁護士から、「毎日1時間でいいから、仕事とは関係なく、自分の勉強をするように」と言われたことがあります。当然ですが、弁護士バッチが軽くなることなんて、一生ないということでしょう。

話は変わりますが、私は、現在、法科大学院の弁護士チューターをしています。授業を聞いてくださっている方には話したことがあるのですが、現役の皆さんに、1つだけメッセージがあります。それは、名古屋大学で出会った師、友人との縁をぜひ大切にしてほしいということです。社会に出ると、分らないことばかりです。知りたいことが、山ほどあります。名古屋大学で出会った師は、（たとえ今聞いている授業が多

少分かりにくくても、笑) 地方基幹大学の指導者として、頼りになる方ばかりです。名古屋大学で出会った友人は、(たとえ今あなたの横で居眠りをしている、笑) 次世代のリーダーになる可能性を秘めています。私の経験上、あなたが望むなら、間違いなく、あなたの力になってくれます。出会いは、チャンスを広げ、リスクを回避し、皆さんの人生を豊かに彩ってくれると信じます。

平成 18年 3月、名古屋大学法科大学院修了。平成 19年 12月、愛知県弁護士会登録。現在、ブナの森法律事務所勤務、名古屋大学法科大学院非常勤講師。

ゼミ紹介

第3回 橋田ゼミ

法学部 3年 大鹿 智貴

金曜 5限、文総 408教室にて、橋田久先生含め 20名が頭つき合わせて刑法についてあれこれ考える、それが橋田ゼミです。今年の活動は刑法の争点について、4~6名程度のグループに別れ、1班1テーマずつの争点を扱って発表を行っています。発表のために各班は刑法条文の基本的解釈から学問的対立、それに対応する判例、そして授業中に特に討論すべき理論的問題や事例問題などを用意します。毎週1班ずつ発表を行っていき、概ね前期は刑法総論、後期は各論の分野に関する争点を中心としています。発表時は条文解釈の補完から判例理解のための質問、問題の検討と相互の質問などそれぞれのグループから多くの発言があり、グループ単位で行う討論もとても充実したものとなっています。

また後期(11月下旬から12月上旬)には、通常のゼミで鍛え、蓄積した知識をフルに活用する東海学生刑法学会が行われます。東海地方の大学の刑法ゼミ生(昨年度は6大学9ゼミが参加)が一同に会して、1つの事例問題に対して解決を導き出し、プレゼンテーションで他大学に対して説得的に論証するこの大会。設定される事例問題は大変興味深く面白い問題で、橋田ゼミでは、発表のために3年生を中心としたゼミ全体が協力し合って意見を作り上げていきます。昨年度は僕自身この大会を通してより刑法に興味を惹かれ、ゼミの先輩と親睦を深めました。

最後に、橋田ゼミで行われる(楽しい)年間行事として特徴的なものは、不定期に行われるゲーム大会です。ちなみに、ゲームといっても、今流行の「コンピューターゲーム」ではありません。先生が所有されているボードゲームやカードゲームなど、推理力や心理戦を楽しむものです。昨年度も何度か行われたゲーム大会は内容白熱の盛況なものになりました(個人的にはスコットランドヤードで犯人役として逃げ切ったことが非常に嬉しかったです)。また、夏に行われるゼミ合宿ではゼミの旅行係が自主的に決めた旅行日程でゼミ

員の親睦を深めます(昨年度は熊野古道を歩きました)。この合宿でも、夜はゲーム大会で非常に盛り上がります。それ以外にも飲み会(品位を大事に!)やゼミ後の食事(ir北部生協with橋田先生)などなど勉強以外にも非常に充実したゼミ生活をおくっています。

刑法に興味がある人は勿論、ゲーム大会に参加したい方や飲み会の品位って何なの?と気になった方は是非一度ゼミを見学に来てください。毎週金曜 16:30より文総 408号室にてゼミ生全員で待っています。



ゼミの様子

本研究科教員の新刊書紹介

田高寛貴著『クロススタディ物権法』(日本評論社、2008年3月刊) 2940円

物権・担保物権の領域から24の重要テーマをピックアップし、現実の裁判事例を素材として、様々な視点から徹底的に検討を加える。法律を学ぶうえで不可欠となる「事案を分析する力」を養成する。法学セミナーにおける2005年4月から2年間の連載に大幅な加筆・修正を施して一書にまとめたもの。

田村哲樹著『熟議の理由 民主主義の政治理論』(勁草書房、2008年3月) 2800円+税

「熟議民主主義」と呼ばれる民主主義について論じた本。熟議民主主義とは、対話や議論の中で、人々が考え方を変容させていくプロセスを重視する民主主義の考え方であり、近年、注目されている。本書は、なぜ、どのような熟議民主主義なのかについて詳細な検討を行ない、非制度的な次元における熟議民主主義の重要性を強調している。

民主主義科学者協会法律部会編『改憲・改革と法 自由・平等・民主主義が支える国家・社会をめざして』(日本評論社・法律時報増刊、2008年4月刊) 3,600円(税込み)

「改憲」を憲法典の改正に限定することなく、広く国家構造の改変(constitutional change)ととらえて、さまざまな法分野から多角的に分析。本研究科の愛敬・鮎京・紙野・本・和田の各教授および水島准教授のほか、戒能厚厚・福家俊朗・森英樹各名誉教授をはじめとして、本研究科出身の研究者が多数執筆している。

唐津博・和田肇(編)『労働法重要判例を読む』(日本評論社、2008年5月)2600円

労働法分野の重要判例(最高裁判決)を23本取り上げ、その意義、判例法上の位置づけ、問題点、そして今後の課題等について分析した書物である。最初に和田が書いた「労働判例をどう読むか」という一文が付されている。法学部のゼミ、法科大学院の補充教材、実務家の学習等を考えて、できるだけ平易に、しかし、質を落とさないことを心がけて執筆している。

池田真朗編著・田高寛貴ほか著『Visual Materials民法』(有斐閣、2008年7月刊)2100円

登記記載例や様々な契約書式など、民法を興味深く学べる「マテリアル」を満載したサブテキスト。当該マテリアルのもつ意味のほか民法の諸制度の解説もなされており、民法の全体像がこれ一冊で掴めるようになっている。馴染みの薄い地役権や入会権、動産登記、不動産競売手続なども、写真によって具体的にイメージできる。文献上ではおそらく初登場の、立木に施された明認方法の写真は必見。



書庫

法学部図書室

法学部図書室閲覧コーナー

Publications

法学研究科出版物 紹介

名古屋大学法政論集 221号 (2008年3月25日)

論説

・戦後ドイツ国家形成と連邦主義言説：アデナウアーと同時代人

北住 炯一

・シリーズ「ルーマンの政治理論」：ルーマンにおける「権力論」の形成

小野 耕二

・金銭借入・社債発行に関する取締役会の決議

今井 克典

- ・農業をめぐる租税制度の法学的研究(一)：農地課税を中心として 渡邊 基成
 - ・契約改訂規範の構造(二)：契約改訂プロセスにおける法の介入と支援 吉政 知広
 - ・アメリカ福祉国家の再編(三)：リスクの「私化」と1990年代の分岐点 水谷 板部 真理
 - ・経済のグローバリゼーションとEUのガバナンス(四)：欧州レベルの制度と政治過程 井上 裕司
- 翻訳
- ・労働紛争の解決システムに関する日独法比較(解題) 和田 肇
 - ・ドイツにおける労働法上の紛争解決システム ウルリッヒ・ツァヒャルト 山川 和義(訳)
 - ・ドイツにおける労働裁判所の機能と名誉裁判官の役割 ベーター・シュタイン 金井 幸子(訳)

名古屋大学法政論集 222号 (2008年6月25日)

論説

・韓国における企業統治改革の進展：韓国の親子会社関係における取締役の責任追及に向けた取り組みを中心に

長谷川 乃理

・農業をめぐる租税制度の法学的研究(二)：農地課税を中心として 渡邊 基成

・経済のグローバリゼーションとEUのガバナンス(五)：欧州レベルの制度と政治過程 井上 裕司

判例研究

・新規条件での採用募集に応じない者に対してなされた解雇の効力：関西金属工業事件・大阪高裁平成19年5月17日判決

金井 幸子

名古屋大学法政論集 223号 (2008年6月30日)

河野正憲教授退職記念論文集

論説

・文書提出命令をめぐる当事者の主張立証の素描 民訴法220条4号ニ関する最新の最高裁決定を題材に 安西 明子

・最高裁違憲破棄判例の手續問題序説：シリーズ「紛争処理過程の政治学的分析」 池田 辰夫

・紛争の構図と政治学的分析視角 小野 耕二

・当事者に争いのない陳述と証明不要効 加波 眞一

・判決と和解 草野 芳郎

・北町奉行所「敵討帳」の一写本 寛文・延宝期 神保 文夫

・利用者調査の意義と訴訟政策 菅原 郁夫

・株式買取請求権と非訟事件手続 中東 正文

・紛争過程からみた提出責任 不執行の合意をめぐる二つの判例を契機として 西川 佳代

- ・独占禁止法二五条訴訟における専属管轄制度の再検討(一)
林 秀弥
- ・非訟事件における職権探知主義に関する覚書
法を中心に
ドイツ
本間 靖規
- ・離婚紛争と調整型ADR
山田 文
- ・事業再生ADRについて
山本 和彦
- ・労働紛争の特徴と解決システム
和田 肇
- ・消費者団体訴訟における判決の効力について
渡部 美由紀

「2006年度『法整備支援戦略の研究』
全体報告書」(文部科学省「世界を対象とし
たニーズ対応型地域研究推進事業」
名古屋大学総長裁量経費)(2008.3)
序

名古屋大学「法整備支援戦略の研究」全
体会議プログラム

開会の部

- 開会の挨拶 松浦 好治(名古屋大学大学院法学研究科長)
- 来賓の挨拶 大山 真未(文部科学省国際協力政策室長)
- 上柳 敏郎(日本弁護士連合会国際交流委
員会幹事、弁護士)
- 鄭 英模(日本司法書士会連合会常任理事、
司法書士)
- 趣旨説明 鮎京 正訓(名古屋大学法政国際教育協力
センター長)

第一部 記念講演

- 記念講演「『法整備支援戦略』への一視点：開発法学の
観点から」
松尾 弘(慶応義塾大学大学院法務研究科教授)

第二部 日本の法整備支援戦略

- 「JICAの法整備支援分野における技術協力の在り方・基
本方針について」
佐藤 直史(独立行政法人国際協力機構・国際
協力専門員、弁護士)

「日本弁護士連合会の法整備支援戦略」

- 矢吹 公敏(日本弁護士連合会国際交流委員
会副委員長、弁護士)

第三部 外国・国際機関による法整備支援戦略の研究

- 「アメリカ合衆国による『法整備支援』の現在」
中村 良隆(明治学院大学法学部講師)
- 「法整備支援をめぐるドイツとの対話」 榎澤 能生
(早稲田大学法学学術院教授)
- 「韓国の法整備支援戦略」 景 洙謹(Law Office of
Kyung & Jeon 弁護士)
- 「世界銀行の法制度改革支援戦略 その論理分析を
中心に」
山田 美和(日本貿易振興機構アジア経済研究所研究員)

第四部 名古屋大学日本法教育研究センタープロジェクトの 現状と課題

「名古屋大学日本法教育研究センタープロジェクトの現
状と課題」

大屋 雄裕(名古屋大学大学院法学研究科助教授)

「ウズベキスタンの日本法教育研究センターの現状と課題」

市橋 克哉(名古屋大学大学院法学研究科教授)

「モンゴルの日本法教育研究センターの現状と課題」

中村 真咲(名古屋大学大学院法学研究科研究員)

「ベトナムの日本法教育研究センター設立計画」

コン・テイリ(名古屋大学法政国際教育協力研究
センター助教授)

閉会の部

総括 鮎京 正訓(名古屋大学法政国際教育協力
センター長)

閉会の挨拶 佐分 晴夫(名古屋大学副総長)

巻末資料

State, Social Transformation and
Legal Reform

December 9-10, 2006 at Nagoya
University, Japan

FOREWORD

CH HASHIKATSUYA, Professor of the
Graduate School of Law, Nagoya
University

PROGRAM

SPEAKER PROFILES

DAY

SESSION 1: KEYNOTE SPEECHES

“Rule of Law in Development and State Building:
Conflicting Views and Approaches”

Per BERGLING, Associate Professor of the Department of
Law, Umea University, Sweden

“Legal Reform in Vietnam”

MAI Hong Quy, Rector of the Ho Chi Minh City
University of Law, Vietnam

SESSION 2: LEGAL REFORM, STATE AND SOCIAL CHANGES IN TIME OF TRANSITION : FROM THE PERSPECTIVE OF DONOR AND RECIPIENT COUNTRIES

“Law Enforcement in Indonesia from the Perspective of
Law and Development: Problems and Solutions”

Hikmahanto JUVANA, Dean of the Faculty of Law,
University of Indonesia

“Legal Issues accompanied by the Expansion of the
Principle of Market Economy in Regulated Industries”

SHIN Young-Su, Associate Research Professor of the
Korea Legislative Research Institute, Korea

“Democratic Reforms - Basis of Fair Society Formation”

NAJMOV Makhmud, Associate Professor of the
Tashkent State Institute of Law, Uzbekistan

“Comparative Method in Political and Legal Sciences”

PETER I Zoltan, Professor of the Hungarian
Academy of Sciences/Emeritus Professor, Pázmány Péter
Catholic University, Hungary

“Change of the Role and Function of the Vietnamese
State in the Context of Market

Economy and International Integration”
Bui Xuan Duc, Professor of the State and Law
Institute, Vietnam

Q&A (Commentator: A KYO Masanori, Director of the
Center for Asian Legal Exchange, Nagoya University)

DAY

SESSION 1: DOMESTIC LAW REFORMS, WTO AND
SETTLEMENT OF WTO-RELATED DISPUTES

Chinese Measures Affecting Imports of Automobile Parts –
Has China Chosen a Right Case to Toughen It Out
MO Shijian, Dean & Professor of the School of
International Law, China University of Political Science
and Law, China

“WTO Membership and Domestic Law Reforms in
Thailand”
Sakda THAN ITCUL, Associate Professor of the
Chulabnkorn University, Thailand

Q&A (Commentator: KAWASHIMA Fujio, Associate
Professor of the Graduate School of International
Development, Nagoya University)

SESSION 2: ESTABLISHMENT OF THE RULE OF LAW
AND CONSTITUTIONALISM WITHIN GLOBALIZATION

“Law Making Process in Ensuring Legal Transparency in
the Context of International Economic Integration of
Vietnam”
NGUYAN Quoc Hoan, Deputy Director of the Comparative
Law Center, Hanoi Law University, Vietnam

Legal Development in Lao PDR
Somphanh CHANTHALYVONG, Vice Dean of the Faculty
of Law and Political Science, National University of Laos,
Lao PDR

“Rule of Law at the Crossroads of Challenges Continued
Between Gardening or Mechanicisation”
VARGA Csaba, Professor of Hungarian Academy of
Sciences/P_zm_ny P_ter Catholic University, Hungary

Q&A (Commentator: TOKUDA Hiroto, Professor of the
Graduate School of Law, University of the Ryukyus)

SESSION 3: LEGAL REFORM AND SOCIAL
TRANSFORMATION IN THE PROCESS OF MARKETIZATION

“Land Reform in Mongolia”
Gangabatar Dashbaatar, Lecturer of the School of Law
Mongolian National University Mongolia

“Legal Transformation for Marketization in Cambodia”
Hor Peng, Professor of the Royal University of Law and
Economics, Cambodia

Q&A (Commentator: KURUNISAWA Yoshiaki, Professor of
the School of Law, WASEDA University)

Proceedings of Asian Forum for
Constitutional Law 2007
“Constitutional Changes and Asian
Constitutionalism in the 21st Century”
Program
Opening remarks and statement of
objectives (A KYO Masanori)

Keynote speech: The Necessity and
Difficulty of Constitutionalism in the Contemporary
World (NOUE Tatsuo)

Memorial speech: Asian Forum for Constitutional Law 2007
(Nak-h SUNG)

Memorial speech: The Philippine Anti-Terror Law:
Constitutional Issues and Perspectives (Salvador T.
CARLOTA)

Session 1: “Rule of Law, Law-based State and Asia”
Indonesian Constitutional Reform 1999 - 2002: Nationalism
vs. Islamic State (Denny Indrayana)

Rule of Law and Law-Based State: An Indian Perspective
(Subhash C. Kashyap)

The Rule of Law: A view on Southeast Asia from a German
Perspective (J Menzel)

Legal development in Lao PDR (Somphanh Chanthalyong)

Session 2: “Constitutional Courts and Asia”
The Constitutionality Supervision in Vietnam - From the
Theory to the Practice - (DAO TriUc)

Political Relevance to Decision of Constitutional Court
(Tsets) of Mongolia (Amarsanaa J.)

The Changing Role of Taiwan's Constitutional Court: its
current challenges and possible reforms (Frederich
Chao-Chun LIN)

Session 3: “Human Rights Protection and Asia”
Protection of Human Rights against State and Non-State
Action in India (Mahendra Pal SINGH)

Not Constitutional Framers, but Voters: Disentangling
Hong Kong's Democratic Reform from Constitutional
Design (Chin Leng LM)

From Human Rights to Fundamental Rights: Affirmation of
Constitutional Universalism (Thierry S. RENOUX)

Transnational Norms and Local Courts: Reflections from
East Asia (Wen-Chen CHANG)

Comment on Session 3: “Human Rights Protection and
Asia” (Se Te ruh isa)

Session 4: “Constitutional Changes and Asia”
Constitutional Changes in Cambodia in the context of
international relations (SAY Bory)

Peculiarities of Formation, Development and Prospects of
Constitutionalism in the Republic of Uzbekistan
(AKHMEDOV Davron Kuvondikovich)

Administrative Reform from a Constitutional Perspective
(XUE Gangling Wu jian)

Formation and development of the constitutional legislation
of sovereign Kazakhstan (SAPARGALYEV Gaibat)

Personnel changes

法学部人事

2008年8月1日付付

【採用】

特任講師 木村 垂穂 (科学研究費補助金)
特任講師 宮島 良子 (特別教育研究)

写真でつづる

法学部トピックス

2008年4月～
2008年7月

法学部フェスティバル

7月6日(日)法学部フェスティバルが開催されました。
本年度はバレーボールとバスケットボールで競いました

留学生ウェルカムパーティ

留学生歓迎会
各国料理で
おもてなし

キャンパスクリーンウィーク

教職員総出で、
法学部周辺の清
掃を行いました。

お知らせ

「2009法を学ぶ」発刊
法学・政治学の世界へ
いざない、名古屋大学法
学部魅力を伝える「法
を学ぶ」の2009年版が刊
行されました。お問い合
わせは、教務学生掛まで。